6　「㊲×$\frac{90、80又は70}{100}$　㊳」の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　当該事業年度が平成24年４月１日前に開始した事業年度である場合には、「、80又は70」を消すこと。

⑵　当該事業年度が課税事業年度である場合には、「90、」及び「又は70」を消すこと。

⑶　⑴及び⑵の場合以外の場合には、「90、80又は」を消すこと。

別表十㈠の記載要領第二号を同第四号とし、同第一号を同第二号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

2　「⑹×$\frac{90、80又は70}{100}$　⑺」の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　当該事業年度が平成24年４月１日前に開始した事業年度である場合には、「、80又は70」を消すこと。

⑵　当該事業年度が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第45条（課税事業年度）に規定する課税事業年度（同条第３項の規定により課税事業年度とみなされる事業年度を除く。第６号において「課税事業年度」という。）である場合には、「90、」及び「又は70」を消すこと。

⑶　⑴及び⑵の場合以外の場合には、「90、80又は」を消すこと。

別表十㈠を別表十㈡とする。

別表十㈡の表中「⑹×$\frac{90}{100}$」を「⑹×$\frac{90、80又は70}{100}$」に、「㊱×$\frac{90}{100}$」を「㊱×$\frac{90、80又は70}{100}$」に改め、同表の記載要領第一号中「次号」を「第３号」に改め、同第二号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

2　「⑹×$\frac{90、80又は70}{100}$　⑺」の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　当該事業年度が平成24年４月１日前に開始した事業年度である場合には、「、80又は70」を消すこと。

⑵　当該事業年度が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第45条（課税事業年度）に規定する課税事業年度（同条第３項の規定により課税事業年度とみなされる事業年度を除く。第４号において「課税事業年度」という。）である場合には、「90、」及び「又は70」を消すこと。

⑶　⑴及び⑵の場合以外の場合には、「90、80又は」を消すこと。

別表十㈡の記載要領に次の一号を加える。

4　「㊱×$\frac{90、80又は70}{100}$　㊲」の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　当該事業年度が平成24年４月１日前に開始した事業年度である場合には、「、80又は70」を消すこと。

⑵　当該事業年度が課税事業年度である場合には、「90、」及び「又は70」を消すこと。

⑶　⑴及び⑵の場合以外の場合には、「90、80又は」を消すこと。

別表十㈡を別表十㈢とし、別表十㈡を別表十㈠とする。